

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成 23 年 3 月 8 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成23年3月8日（火）午前10時00分

1 教育長一般報告・その他報告事項

平成22年度市立小学校等卒業予定者の進路状況調査の結果について ほか

2 請願等審査

受理番号 50 中学校歴史教科書の採択に関する請願書

受理番号 51 中学校歴史教科書の採択に関する請願書

受理番号 54 中学校歴史教科書についての要望

受理番号 55 中学校歴史教科書の採択に関する請願

3 審議案件

教委第71号議案 「横浜市立高等学校 教育振興プログラム」について

教委第72号議案 横浜市教育委員会会議規則等の一部改正について

教委第73号議案 訴訟等に関する教育長臨時代理について

教委第74号議案 教職員の人事について

教委第75号議案 教職員の人事について

教委第76号議案 教職員の人事について

教委第77号議案 教職員の人事について

教委第78号議案 教職員の人事について

教委第79号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

それでは、ただいまから教育委員会定例会を開催いたします。
まず初めに会議録の承認ですが、前回、平成23年2月28日臨時会の会議録は次回以降に承認することといたします。
それでは、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長

【教育長一般報告】

1 市教委関係

- 3/6 横浜市教育委員会表彰式
横浜優秀教員表彰式
横浜市優秀教育実践校表彰式

それでは一般報告を行います。まず市教委の関係でございますが、3月6日、日曜日、一昨日でございますが、横浜市の教育委員会表彰式、それと横浜優秀教員表彰式、横浜市優秀教育実践校表彰式の3つの表彰式が教育文化センターでとり行われました。

それぞれ教育委員会表彰式は、児童生徒の部が個人69人、団体が12団体、社会人の部として個人25人、団体は1団体が表彰されたところでございます。優秀教員表彰式は最優秀の教員が5人、優秀教員が30人、奨励賞が19人表彰されております。また、横浜市優秀教育実践校表彰式が全市立学校の中で9校選考されまして、表彰を行ったところでございます。

2 その他

- 平成22年度市立小学校等卒業予定者の進路状況調査の結果について

以上が市教委の関係でございますけれども、その他として、平成22年度の市立小学校等、これは特別支援学校の小学部も含んでおりますけれども、その卒業予定者の進路状況の調査については、後ほど担当課のほうから説明をさせていただきます。以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員

昨年度より増えて、とてもよかったと思いますが、漏れがないようにきちんと表彰する機会があればと思っています。

2つ目は、優秀教育実践校ですが、この9校の中には小中の取り組みの成果が実ったというケースもあったように私は感じられました。せっかく4つの教育事務所になり、しかも小中一貫教育が進んでいる中ですので、そういう形で視点を変えていただいて、次年度表彰につながればいいなと感じました。

山田教育長

わかりました。今回いろいろな表彰式があり、反省する点多々ございましたので、来年度以降、生かしていきたいと思っております。

今田委員長

ほかにございますか。

この表彰式で、児童生徒の部の中で、かなりいろいろなジャンルで頑張ってる子どもたちがいるなというのを改めて認識しました。そういう中で、今、議論している高校改革の推進プログラムの中に、やはり専門性の高い芸術とかスポーツで市立高校の魅力を高めるといふか、そういう部分で工夫がより一段あると、公立への魅力がより高まるのかなと本当に感じました。今後、ぜひそういう視点からも考えてもらいたいと思います。

それでは次に、先ほど別途教育長より所管課から説明とありました、「平成 22 年度市立小学校等卒業予定者の進路状況調査の結果について」説明をお願いします。

小野職員課長

おはようございます。職員課の小野です。よろしくお願ひいたします。

それでは、「平成 22 年度小学校等卒業予定者の進路状況調査の結果」がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

公立中学校進学予定率等が書かれておりますが、下のかっこ、卒業予定者の総数、これにつきましては、市立小学校及び特別支援学校小学部卒業予定者の総数ですけれども、3万 3091 人、前年度の 3万 2320 人に比べて 771 人、2.4%になりますけれども、増加となっております。このうち、小学校の卒業予定者は 3万 3010 人、特別支援学校小学部では 81 人ということになります。

上の四角に移っていただきます。ここが、公立中学校、これは市内、市外あわせたものですけれども、進学予定者は 2万 7149 人、前年度と比較して 995 人の増加。私立の中学校への進学予定者ですけれども、5569 人、前年度と比較をいたしまして、261 人の減少。私立の中学校の進学予定者の割合が高い区、青葉区 30.9%、港北区 24.5%、中区 21.9%、神奈川区 21.2%となっております。

また、下の四角の 1 になりますけれども、市立小学校卒業予定者は 3万 3010 人、男性は 1万 7023 名、女性は 1万 5987 名で、前年より 749 名、2.3%の増加。進路別に言いますと、中学校、これは国立、公立、私立進学予定者ですけれども、3万 2834 名、99.5%、それに特別支援学校の中等部進学予定者が 54 名、0.2%、その他として 122 人、0.4%という形になっております。

その下の表ですけれども、これは学校別、国立、公立、私立、特別支援学校それぞれの数字が 5 年間にわたって表示をされております。今説明をいたしました数字がここですべて網羅されているという内容になっております。

それから、2 ですが、特別支援学校の小学部、先ほどからお話ししてありますけれども、予定者は 81 人で、このうち特別支援学校の中学部進学予定者につきましては 80 名、中学校進学予定者は 1 名ということになっております。

今後のスケジュールですけれども、本日ここでご報告をさせていただいた後、同日記者発表ということになりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。以上でございます。

今田委員長

所管課から説明がありましたが、何かご質問等ございましたらどうぞ。

小濱委員

年度ごとの比較の表が下のほうにございますね。これを見ると、私立中学校の進学予定者数が減少傾向にあって、公立のほうはやや増加傾向にあるようにお見受けするんですが、これは何か理由は分析なさってますか。

小野職員課長

さまざまな要因はあると思いますけれども、こういう経済状況という部分では、多少その影響も出ているのかなと思います。

経済状況は大きいと思います。

小濱委員	ほかには特に考えられないですか。
小野職員課長	特にそれ以上の理由は、聞いておりません。
中里委員	今の質問に対してよろしいでしょうか。幾つかの学校を回った感触としては、小中の一貫で風通しがよくなったということで、安心して公立にいけるという声も聞いていますので、その影響もたくさんあると思います。
今田委員長	ほかにありますか。よろしいですか。 それでは、特にご質問等がなければ、議事日程に従い、請願等審査に移ります。 受理番号 50 の請願書について、所管課から説明をお願いします。
漆間指導部長	おはようございます。指導部長の漆間でございます。 受理番号 50 番の請願書をご覧ください。請願項目についての考え方を指導主事室長よりご説明申し上げます。
齊藤指導主事室長	おはようございます。 受理番号 50 番の請願書について、請願者は九条の会鶴見区交流センター、代表加藤さんです。 請願項目についての考え方です。平成 23 年度の教科書採択にあたっては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成 23 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。
今田委員長	この請願の考え方について、ご意見、ご質問ございましたらどうぞ。よろしいですか。 それでは、特にご質問等がなければ、受理番号 50 の請願書については所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	それでは事務局の考え方を承認し、不採択といたします。なお、回答文については私と教育長に一任していただきたいと思います。 次に、受理番号 51 の請願書について、所管課から説明をお願いします。
漆間指導部長	はい。お手元の請願書をご覧ください。請願項目についての考え方をご説明申し上げます。
齊藤指導主事室長	受理番号 51 番の請願書についてです。請願者は教科書採択を考える鶴見区民の会、代表高木さんです。 請願項目に対する考え方です。平成 23 年度の教科書採択にあたっては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成 23 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。
今田委員長	所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。よろしいです

か。

特にご質問等がなければ、受理番号 51 の請願書については所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは事務局の考え方を承認し、不採択といたします。なお、回答文については私と教育長に一任していただきたいと思えます。

次に、受理番号 54 の要望について、所管課から説明をお願いいたします。

漆間指導部長

はい。お手元の 54 番の要望書をご覧ください。要望項目についての考え方をご説明申し上げます。

齊藤指導主事
室長

受理番号 54 番の要望書について、要望者はこんな学習指導要領はイラナイ親と教師の会、代表溝口さんです。

要望項目に対する考え方です。平成 22 年度に市立学校で使用する教科書については、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成 21 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成 21 年 8 月 4 日の教育委員会定例会で適正・公正に採択を行いました。以上でございます。

今田委員長

はい。所管課から説明がありました。要望に対する考え方について、何かご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。

特にご質問等がなければ、受理番号 54 の要望につきましても事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、了承いたします。なお、回答文については私と教育長に一任していただきたいと思えます。

次に、受理番号 55 の請願書について、所管課から説明をお願いいたします。

漆間指導部長

はい。お手元の受理番号 55 番の請願書をご覧ください。請願項目についての考え方をご説明申し上げます。

齊藤指導主事
室長

受理番号 55 番の請願書についてです。請願者は青葉区の個人 1 名さんです。

請願項目について、考え方をご説明いたします。平成 22 年度に市立学校で使用する教科書については、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成 21 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成 21 年 8 月 4 日の教育委員会定例会で適正・公正に採択を行いました。

無記名投票による採決については、横浜市教育委員会会議規則に基づき、適正に実施しました。

また、採択地区の変更については、平成 21 年 6 月 23 日開催の「横浜市教育委員会臨時会」で審議の上、神奈川県教育委員会に要望を提出し、平成 21 年 10 月 15 日開催の「神奈川県教育委員会定例会」にて、平成 22 年度から横浜市教科書採択地区が 1 地区になることが決定されました。以上でございます。

今田委員長	これにつきまして、何かご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。 ご意見、ご質問等がなければ、事務局の考え方について、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。
各委員	＜了 承＞
今田委員長	それでは受理番号 55 の請願書については所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。
各委員	＜了 承＞
今田委員長	それでは事務局の考え方を承認し、不採択といたします。なお、回答文については私と教育長に一任していただきたいと思えます。 次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教育委員会第 73 号議案「訴訟等に関する教育長臨時代理について」は訴訟案件のため、また教育委員会第 74 号議案から第 79 号議案は「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。
各委員	＜了 承＞
今田委員長	それでは教委第 73 号議案から教委第 79 号議案は非公開といたします。 審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項がございますか。
高橋総務課長	はい、ご報告申し上げます。次回教育委員会臨時会でございますが、3月22日火曜日の午前10時から開会いたしますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
今田委員長	皆さんよろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は3月22日火曜日の午前10時から開催することといたします。 それでは、審議に移ります。教育委員会第 71 号議案、「横浜市立高等学校 教育振興プログラム」について、説明をお願いいたします。
漆間指導部長	平成 22 年度から 26 年度までの 5 カ年計画であります「横浜市立高等学校 教育振興プログラム」の案がまとまりましたので、高校教育課長よりご説明申し上げます。
木田高校教育課長	高校教育課長の木田と申します。よろしくお願いいたします。 「横浜市立高等学校 教育振興プログラム」案につきましてご説明いたします。 議案書のページ開をいただきますと、提案理由が載っております。平成 23 年 1 月に策定された「横浜市教育振興基本計画」の高校教育の取り組みを推進するため、「横浜市立高等学校 教育振興プログラム」を案のとおり策定したいので、提案するものでございます。 市立高校の今後の特色づくりと教育内容の充実に向けて、平成 26 年度までの 5 年間の実施計画として策定するものです。 前回、2月28日の教育委員会でご意見をいただきました。福祉や企業連携について意見をいただき、横浜総合高校の移転に合わせて取り組んでいきます。国際

理解教育については、国際的な観点から記述してほしいと意見をいただきました。横浜商業高校国際学科の工程表についてもご指摘をいただきました。振興基本計画との関係がわかるようにとの意見もいただきました。いただいた意見に基づき、再度整理をいたしました。

目次をご覧ください。重点施策3を国際教育の推進といたしました。第3章でございますが、同じく第3章の重点施策7は専門コースなどの設置と定時制の企業連携としました。重点施策8については、特別な支援を要する生徒への教育の充実といたしました。

4ページをご覧ください。2の平成26年度までの工程表、中でも中高一貫教育校の設置については、南高校で24年度開校を予定しています。専門コースなどの設置については、戸塚高校での芸術コース及び横浜商業高校でスポーツマネジメント等を学ぶ学科について、26年度の設置を目指して取り組んでまいります。東高校のスポーツコース設置については、27年度を目標といたします。また、国際交流や国際協力を積極的に推進する学校や、横浜市内の企業と連携して人材育成を目指す学校についても検討を進めてまいります。

11ページをご覧ください。今後5カ年で重点的に取り組む施策として、横浜の生徒を育てるための4つの目標を掲げ、それらを達成するための重点施策を10にまとめました。

目標1ですが、横浜らしい教育の推進とし、中高一貫教育校の設置や国際教育の推進などを目指します。目標2は進路実現のための支援として、学力向上及び進路指導の充実やキャリア教育の推進などを進めます。目標3、多様なニーズへの対応では、専門コースなどの設置と定時制高校の企業連携などを目標とします。また、目標4、学校の組織力の向上では、教育内容の改善と学校評価及び教職員の育成に取り組めます。

12ページ以降でございますが、重点施策の具体的な内容について記載してございます。特に21ページをご覧ください。重点施策10の教職員の育成についてですが、重点取り組みの3に記述してありますように、横浜市立大学の英語教授法講座の活用により、市立高校英語教員の英語力、指導力の向上を図ります。今後、実施内容については、横浜市立大学と打ち合わせをしていく予定でございます。

23ページをご覧ください。横浜市立高校各校の使命ですが、新たな使命に基づき、各高校が掲げた目標を掲載いたしました。その中で、表中、例えば南高等学校でございますが、下の部分の四角で囲った平成26年度、表中の26年度の到達目標でございますが、これは教育基本振興計画で成果の把握のために示すとしていた成果指標をあらわします。

以上、「横浜市立高等学校 教育振興プログラム」案につきまして、ご説明させていただきます。よろしく願います。

今田委員長

所管課から説明がございました。ご意見、ご質問等ございましたらどうぞ。

野木委員

少ししかない市立の高等学校、いろいろと特色をつけるということは非常に大事なことだと思います。先日の表彰で、音楽関係が随分多かったですよね。ここにはスポーツははっきりと書いてありますが、音楽というものをもう少しちゃんととらえる学校は考えていらっしゃるのでしょうか。多分、芸術の中に入っていると思います。

木田高校教育

ご指摘のとおり、卒業後の進路を考えますと、芸術の中でも、美術と書道では

課長	<p>難しい面があります。そうしたことから戸塚高校に設置する芸術コースは音楽を中心考えておりますが、音楽だけで継続的に1クラスを集めるのかというのが課題もありますので、今後音楽に特化することも含めて専門コースについては検討を進めてまいりたいと思います。</p>
漆間指導部長	<p>今、委員にご指摘いただきましたけれども、その芸術コースの中に音楽コースを入れていこうという考え方を持っております。ただ、今、課長から説明がございましたとおり、子どもたちは、この前の表彰でも音楽だけではなくいろいろな活動、文化的な活動をしておりますので、そういう書道とかも含めて、文化的なものを意識しながら、戸塚高校に音楽等の芸術コースを設置していきたいと考えております。</p>
奥山委員	<p>東高校ですが、スポーツコースの設置が平成27年度目標ということでしたが、本年度の入試でも2次募集をする状況もあったかと思いますが、もう少し早めに特色のある方針を打ち出して、前倒しで実施する可能性があるのかどうかを教えてくださいいただければと思います。</p>
木田高校教育課長	<p>東高校に関しては、施設のことありまして、そういう意味ではスポーツコースを設置するには施設のこと、あるいは学科の中のクラス構成、今、学年編成が7クラスでございますが、その構成もあわせて準備をしていきたいと思っておりますし、工程表をご覧になっても、26年度に横浜商業、戸塚高校という整備の予定でございます。ある意味では準備期間も少しずらした形で置かせていただきましたけれども、今後もまた検討を進める上で参考にさせていただこうと思っております。</p>
漆間指導部長	<p>もう少し補足説明いたします。実は同じスポーツということと言いますと、横浜商業にもスポーツマネジメント科、それから東高校にスポーツコースがあります。東高校は例えば具体的に申しますと、サッカーをやりたい子や野球をやりたい子を意識しながらスポーツコースを考えていこうと思っております。ご存じのようにサッカー、野球というのは非常に広いグラウンド等、施設面の準備が必要ですので、教員、指導者の問題等考えることが非常に重要になってきますので、その辺のところをしっかりと準備を整えて、子どもたちを迎え、卒業のときにはしっかりと出口を保証していくような形にしたいと考えています。そのため、どうしても準備がかかります。また、中学校に周知させていくと、やはりこれぐらいの時間はかかるかなと思っております。今、委員にご指摘のとおりですね、多様な子どもたちにできるだけ早く対応するというので、できるだけ急いで取り組みたいと考えております。</p>
小濱委員	<p>少ない高校でこれからのニーズに応じた多様な学校をつくっていくという方針は大賛成です。それにつけ加えて、芸術、スポーツのほか、既に含まれているのかもわかりませんが、キャリア教育の推進が横浜総合高校とみなと総合高校にあります。これから日本の社会はますます高齢社会化を迎え、結構厳しい情勢になるということを感じなければいけない。そのことを考えますと、高校段階から、例えば医療福祉関係というようなものを、できればここではっきりうたうような形で明記したらどうかなという考えです。</p>
漆間指導部長	<p>委員にご指摘のとおり、福祉・医療関係については十分視野に入れております。お手元の4ページの資料を見ていただけますでしょうか。そこに工程表がご</p>

ざいますが、みなと総合高校、戸塚高校、横浜総合が上のほうにあります、キャリアというのが入っておりますけども、企業と連携をしながら、子どもたちに働くことや、勤労観、職業観をきちっと育てながらいきたいと考えています。特に高齢化の社会を迎えて、その人たちの介護の問題や福祉の問題が出てきますので、横浜市内にもそういう企業とかありますので、その辺とも連携をしながらいきたいと思っています。今、委員がご指摘のとおり、それを記載するという問題ですが、社会がどんどん大きく変わっていく中、多様な子どもたちにいろいろ対応していくためには、それは十分に視野に入れますが、ほかのいろんな職種、企業も視野に入れて、準備を進め十分考えていくようにしていきたいと思っています。

中里委員

9ページの図で、「公」「開」の「開」に当たりますが、生徒が海外から戻って来られるケースへの対応です。せっかくの彼らの才能や海外での経験を生かすような教育を提供できなくて、残念な思いをしています。公立で言えば神奈川総合が若干受け入れがあり、後は私立にお任せするような形で高校進学を考えてきたわけです。たくさんのお子さんが、中学校とか高校の時期に海外から日本に戻って来られるケースが多々あります。「知」「徳」「公」「開」でいく「開」を考えて、横浜らしさを考えていく中で、せっかく海外で貴重な教育を受けたお子さんたちの枠を、例えば、南高の中高一貫の中学校の募集の一部分を海外帰国生徒の枠を設けるなど、ソフト面での工夫ができれば、いいと感じます。

それから、別の話になりますけれども、スクールカウンセラーなどの全校配置が26年度までに全校で実施、それから特別支援を必要とする生徒の受け皿も見えてきましたので、そこはすごくありがたいと思っています。

漆間指導部長

11ページをご覧ください。実は目標1の重点施策の3に、国際教育の推進と書いてありますが、これは、英語力など語学力をつけるというだけではなく、帰国生徒が、例えば横浜に入って来たときに、その子たちを受け入れていく中で、その子たちとともに学ぶことによって、国際的な視野、考え方も広がっていきますので、その辺のところは視野に入れて考えております。具体的に申しますと、少し4ページをご覧ください。委員の方々もご存じのように、横浜商業高校には国際学科等で枠もありますし、英語力もまたその横浜商業高校のほうには国際的な取り組みをするような国際学科もございます。みなと総合高校のほうにはですね、国際性の育成の取り組みを行っています。これから取り組んでいきますが、国際教育の充実ということで、今申しました枠にあります東高校だとか横浜商業の国際学科だとか、みなと総合も含めて充実が図れるように考えていきたいと思っています。

中里委員

優秀なお子さんもいる中で、日本の教育の枠にはめるのではなく、せっかく学んだ学習を活かせる場があるともっと伸びるのではないかと考えています。例えば今、大学入試でも、英語で例えば物理の問題を出されてそれを解くっていうことをやってる大学もあります。例えば英語での授業をすとか、そういうクラスがあってもいいのかなって、そろそろ取り組む時期かなって思います。

奥山委員

中里委員からもご指摘がありましたが、多様なお子さんがいることで切磋琢磨により、高校で似たような学力の子どもたちの中でのんびりしてしまうこともあると思っています。そういう中では多様な外国で暮らした経験があるとか、いろんな特徴のあるお子さんを通して、いろいろな人たちがいるということでも

しろ伸びていく、引き上げられていくというところもあるかなと感じております。

それと、キャリア教育ですが、企業との連携ということもあるとは思いますが、やはり進路に迷いのある高校生にとっては、少し先輩の大学生とか、仕事を始めたまもなくの若い人たち、そういう人たちなら心が開けるとか、本音で話せることもあると思いますので、そういう少しピアサポート的な先輩との連携、高校生が迷ったときに相談できる相手を通してですね、先輩方と相談できる環境が大事ではないかなと思っております。

それと、19 ページですが、これは書き方の問題かもしれませんが、重点取組の2のところですが、「個への適切な支援」というところ、これは生徒個人への適切な支援ということでよろしいのでしょうか。何か個への適切な支援が文言としてどうかと思いました。

漆間指導部長

今、課長が説明したとおりですが、キャリア教育については、まさしく高校で先輩たちからの話を聞くだけではなくて、小中学校のレベルからキャリア教育を進めていき、高校生並びにあるいは社会人等からいろいろ話を聞く中で形成をしていきたいと、ある程度目標をきちっと持って高校に入ってきますと子どもたちは一生懸命意欲を持って勉強に取り組みますし、高校だけではなくて小中も含めて考えていきたいと思っております。

山田教育長

芸術コースとかスポーツコースですが、スポーツの場合は、今まで一芸に秀でた教員採用のようにしていますから、結構層が厚いんですね。ところが芸術コースは、今までそういう視点で多分教員を採用してないでしょうし、仮に採用すると別の採用みたいな形になるかもしれないので、例えば非常勤とか、そういう先生を活用するしかないと思います。例えば戸塚に芸術コースを置いた場合に、いつが中学校に周知する期間のタイムリミットになるんですか。例えば26年度に戸塚高校に芸術コースを設置します。例えば講師陣がこういう人がいます、あるいは指導者がいますとある程度出さないと、やはり子どももあるいは保護者もそれで判断する部分が多いと思います。26年度の開校を仮に4月からとして、中学校に戸塚高校に芸術コースができますよというタイムリミットはどこかで押さえておかないと、例えば24年度にやるなら、もう23年度、1年間しかないわけですね。だからそこら辺のことをどういうふうに考えているのか少し教えてください。

木田高校教育
課長

26年度から新生を受け入れるとしますと、25年度にもう入試をやることになります。すると最低周知に2年はかかりますので、そうしますとやはり24年度にはきちんと公表していくと、実際には試験まで1年くらいになります。ですから23年度から準備はもう当然学校にもお話しはしてございます。

漆間指導部長

そうするとこれはスポーツコースも同じなのかもしれませんが、指導者や講師など、ある程度公表する必要があるとお思います。子どもたちが選ぶときに判断する材料をなるべく多く与えてやりたいと思います。

特に音楽などの場合は音楽大学の進学等を調べてみますと、そこにその先生がいるからとか、その先生に小さいうちからついていくということがありますので、一般的な高校説明会のレベルの時期よりも早く提示していかないと、子どもたちは選んで来ないかなと思っておりますので、今課長が言いましたように、早めにその辺をちゃんと提示していきたいというふうに思います。それはスポーツ

も同じかと思いますが、特に音楽の場合は早めにやらないといけないかなと思っております。

今田委員長

教育長の話とリンクしますが、皆さんの立場はやはり責任ある立場ということできちっと進めようとしています。ただ世間はこういう時代だから、スピード感を求めます。そうすると、26年度に開校のためには、フローチャートでは時間がかなりかかりますが、きちっとやろうということを説明していかないと、ゆっくりだなという感じを受けます。状況によっては走りながら考えることがあってもいい話だし、先生もそれぞれ特徴を持った、特技を持った人を採用していくのでしょうし、この開設のためには事前の準備をより理解をしてもらうために、もう一度わかりやすい説明を心がけたほうがいいと思います。

それと、選ばれる高校、特色ある高校づくりということを行っている中で、例えば12ページでは中高一貫校で南高校と、前にも少し言いましたが、焦点が絞れない。だから、理数教育の充実、国際教育の推進というようなところで、どこもみんな等しく進めるということだけど、理数教育はやはりサイエンスフロンティアを中心に力を入れていくのだろうし、国際教育になると、横浜商業高校の国際学科、金沢もあるのかもしれない。選ぶ立場に立つと、学校名などを入れたほうがいいと思います。例えば16ページ、市立高校で黒く囲んである大学との連携というのはこういう高校が中心になってやるんだなど。キャリア教育は次の17ページは全校で実施という格好で、全校でやるものと、特色を持つ学校と、これを見て選ぶ保護者の立場で、うちの子どもはこうしようというイメージを抱かせるのには多少の割り切りで、理数教育の充実についてはサイエンスを主体に、国際教育はどこどこというようにして、ある程度焦点が絞れるところは絞ったほうがいいと思います。

漆間指導部長

以前もご指摘をいただいております。その関係で、13ページをご覧ください。実は理数教育の充実の横に前のページの南高校と同じように、横浜サイエンスフロンティア高校というのを入れようという考え方も事務局の中ではありましたが、理数教育はすべての学校に大事だと、すべての学校で推し進めていくという考え方も持っております、あえてそこに記載なしで、重点取り組みの理数教育プログラムの開発のところに、横浜サイエンスフロンティア高校と入れました。サイエンスは日本のパイオニア的になっていくと思いますが、ほかの高校でも、特に進学重点校等ありますので、理数教育についてはきちっとやっていきたいということで、あえて載せませんでした。

それから、14ページの国際教育の推進のところ等も、実は横浜商業高校、みなと総合等を視野に入れてます。もう少し詰めていく段階で鮮明になったところで、子どもたちへの周知を兼ねて、少し早めにこういう学校で取り組みたいということが打ち出せると思いますが、いろいろな学校の取り組みを入れ込みながらやっていきたいと思っております、あえて記載しなかったような理由でございます。

今田委員長

あえてまた言いたいのですが、理数教育はサイエンスフロンティア高校を主体になどの言葉を入れてもいいのですが、見るほうからすると、国際教育の推進は何々を主体に、南高は南高でここはこうだというようにしたほうが、見やすいと思います。まあ、またその議論をしていただければいいと思います。見やすさについて、特色ある高校づくり、選ばれる高校づくりという点で、いい意味で割り切りみたいなものも必要ではないかと思いました。

小濱委員	<p>一点ですが、芸術コースの設置ということは、今の普通高校ですと、芸術科目が音楽と美術と書道ですね。例えばそれ以外のこともお考えになってるんですか。それを踏襲していくような感じになるのでしょうか。</p>
木田高校教育課長	<p>芸術関係ですが、先ほど申しましたように、やはり音楽を中心としてと現状では考えております。ただ、音楽だけで1クラスが可能かどうかについては部長の先ほどのお話にもあったとおりでございます。</p>
小濱委員	<p>例えばダンスもあってもいいですね。舞踊等ですね、あるいは日本の生け花ですとか。</p>
漆間指導部長	<p>とにかくその学校で学んで子どもたちが卒業していくときの出口を、きちっと考えてあげることが子どもの責任でもあると思っておりますので、その辺のところも十分に考えた上で、どのコースを設置していくのかを十分に検討していきたいと思っております。</p>
中里委員	<p>今、話に出てきましたが、私は、理科の教師ですが、理科に進んだ時期は高校2年生ぐらいでした。高校入学時にはまだまだ定まっていなかったのが現実なので、ぜひコース変更も可能な余地を残しておいてあげないと、違う方面に進みたいという子もいるわけですよ。私が子どもと3年の担任のとき話すときには、極力普通の教育課程の学校に進むように指導していました。というのは、いろいろなものを学んで、それからしっかり高校で自分の意思で決めなさいという形で進路指導をしていました。ぜひコース変更の余地を残してあげてほしいです。</p> <p>それから、例えば、話が飛びますが、残念なことがニュージーランドで、富山外国語専門学校の方が被災されました。あの専門学校は全国で唯一の公立の専門学校で、しかも英検準1級の合格率が高く表彰された学校だそうです。高校卒業後の先の保障を考えた上で、芸術コースについても慎重なコース選定が必要かと思っております。基本的には学びの場ですから、基礎、基本的な芸術を学んでほしい、芸術を学ぶにしても、基本的な芸術を学ばしてほしい。おけいごとではないので、ぜひそのあたりに気をつけてほしいなと思っております。</p> <p>あと一つ気にかかる表現が17ページ、生徒ニーズ、それからもう一つ生徒の教育的ニーズという言葉がありますが、生徒ニーズに基づくキャリア教育については、私自身は反対です。というのは、私が以前勤めていた学校の1年の学年主任が子どもたちが思いつかない、全く知らない企業を選んで、そして知らない世界について詳しく勉強をさせたいと主張されていて、私はとても感心しました。子どもたちは狭い社会の中で生きていますから、生徒ニーズでは私はキャリア教育はないと思っております。やはりもっと広い世界を知る機会になっていくのではないかと考えていますので、私は生徒ニーズや生徒個々の教育的ニーズという言葉は好きではないです。もっと広い見地で教育の場を与えていくべきだと思っています。その信念は揺るがさないで、迎合しないでほしいと思っています。</p>
木田高校教育課長	<p>ここではやはり高校ですので、高校はある意味では学校を選んで来ているという前提がございます。ですから、目的意識を持って高校へ入ったことが、働くだけではなくてももちろん大学やあるいは自分の将来の職業という意味での生徒ニーズですので、ある意味では1つ上がった段階での、中学校卒業して高校へ来た段階での生徒ニーズというふうにとらえていただければと思います。以上でございます。</p>

ます。

野木委員

少し気になったことがありました。今回、横浜商業高校にスポーツマネジメント学科、それから東高校にスポーツコースがありますが、スポーツマネジメントというマネジメントを高校生が勉強できるのか、少し疑問な部分があります。要するにスポーツマネジメントっていうのは多分、対象はスポーツでありまして、それを全体的にマネジメントしていくようなものだと思いますが、その対象が東高校にあるわけですから、なぜ、横浜商業高校と東高校に分けるのか、横浜商業高校にスポーツマネジメントというのだけ持ってきて、対象となるスポーツコースが東高校にあるのはわかりません。スポーツという対象があるということで実践的に、相乗効果が出ると思います。少し具体的な内容はよくわかりませんが、この辺を別の学校にしているというところに、何か理由があると思いますが、教えてください。

木田高校教育
課長

実は横浜商業高校、商業科がございます。国際学科もございます。で、基本的にコースというのは普通科におけるコースです。ですから、東高校普通科ですので、コースがまず置けます。横浜商業高校はコースは現状のままでは置けないわけですから、そういう意味ではスポーツマネジメント等というような言い方をしましたが、ここではスポーツに関する学科というところの意でご理解いただければと思います。実際に商業高校にスポーツマネジメントを置いている学校もございます。

野木委員

相乗効果を上げるということだと、例えば、その場所等で何とかタッグを組むとか、そういう工夫があればかなりユニークなですね、形になるのではないかと思います。

漆間指導部長

実はスポーツマネジメント学科というのは、どちらかと言うとスポーツを主体にして理論的な経営的なものを学ぶという学科になるかと思いますが、実は横浜商業高校には、ご存じのように野球やボートなど、コースは設置していませんが、スポーツに取り組む子たちが非常に多くいます。商業科に在籍しながらスポーツを一生懸命やっている子たちがおりますから、その子たちを考えながら、スポーツマネジメント学科で学ぶ子たちが理論と運動に取り組む活動が合体したようなものが、Y校ではできるなということで、こういう学科を考えました。また、東高校のスポーツコースについて言いますと、南高校は弓道が非常に全国レベルで有名です。東高校はサッカーを熱心にやっております、どうしても学校をつくる時には、先ほどのY校もわかりですが、過去のいろんな実績ですとか、指導者の問題も含めても、歴史的なもの、土台がやはりある程度できているところに設置したほうが設置しやすいし、また認知度も高いですので、多くの子たちが例えばサッカーならば東でやりたいとか、野球ならばY校でやりたいとなりますので、そのようなことも考えた関係でこのような形になったわけでございます。

小濱委員

芸術コースにこだわりますが、細かいことで申しわけございません。先ほどの出口のことも考えなければいけないということは当然のことですし、それから中里委員からおけいごとではないというご批判があり、それも当然だと思います。例えば美術、音楽、それから書道、工芸という4大分野みたいに考えますと、今、時代は少し変わってきてまして、これは日本人は結構今、元気なくし

て、ものづくりも一生懸命やろうという気はありますが、どうも萎縮しているみたいなどころがあります。漫画、アニメーションは国際発信がすごいですね。ある本で読みましたが、全世界の90%ぐらいが日本の漫画、漫画の分野では日本の漫画、それからアニメーションが占めているということです。そして、アニメという言葉がもう国際語になっています。本来ならばアニメーションは英語ですから、Aで切ればアニメですが、アニメになっています。そういう新しい分野でかつ日本人は伝統的に、絵をかくのがうまくて得意です。その現代版が恐らく漫画やアニメだと思うんですね。その辺にちょっと重点を置いていただきたい、まだ先の話になると思いますが、よろしくお願いします。

今田委員長 教育長よろしいですか。4ページのことをいろいろ進めていく上においては、前から気になっていましたが、やはり組織の体制を考えないといけないですね。やっぱり高校のオリジナリティー、特色をつくっていくにはエネルギーもいるし、専属的に対応しないといけない、そこは、教育長の専権事項かもしれないが、市長部局と調整するなりして体制を強化しないと大変ではないかと思えます。

中里委員 はい。こだわるようですけど、私はアニメには反対です。子どもの現実を見ますと、きちんとしたものを学びたいという子どものほうが圧倒的に多いです。

小濱委員 アニメーションは、きちんとしていますよ。

中里委員 その議論はまた別の機会にしたいと思えますけれども、高等学校ですので、芸術コースも幅を広げないで、シンプルな形で行ったほうが良いと思っています。それから、人間的なものもありますね。公表するのが24年度の中学2年生対象が限度だと思えますが、具体案は23年度に固まっていなくて、人的なものが追いつかないかと思えますので、特にコースを変更とか増加する学校については、早め早めにぜひお願いしたいと思えます。

山田教育長 スポーツにしても芸術にしても、きちんとしたものをまず軌道に乗せて、しかもさっき言われたように、出口のところを考えてやらないと困りますので、そこら辺は少し段階的にやっていきます。

小濱委員 そういう意味では、専門の部会みたいなものを設置するのですか。チャートも含めて、専門的に少し深い議論もして、いろいろな意見があるでしょうけども、そのほうがわかりやすいかもしれません。

今田委員長 これについてはいろいろ意見が出ましたが、何度か一連の協議や修正もありましたので、基本的には原案を承認ということでよろしゅうございますか。

各委員 <了 承>

今田委員長 また事務的にまた一部調整するものがあれば、それでまた調整をしていただくということで、それでは原案のとおり承認いたします。ご苦労様でした。それでは次に、教育委員会第72号議案「横浜市教育委員会会議規則等の一部改正」について、説明をお願いいたします。

総務課長、高橋でございます。

それでは教委第72号議案「横浜市教育委員会会議規則等の一部改正について、ご説明を申し上げます。

2ページを、ご覧いただきたいと思います。2ページに提案理由がございますが、本案は教育委員会に提出をされます請願や陳情の取り扱い方法の一部を改めたいという内容でございます。具体的には、請願・陳情の処理について教育長に専決として委ねられている範囲について、1項目を加えていくというような主旨でございます。そのため、この提案理由にございますように、教育委員会会議規則、教育委員会請願書陳情書等取扱規則、教育長に委任する事務等に関する規則、この3つの規則の一部を改正しようというものでございます。

まず、現行の請願・陳情の取り扱い方法についてご説明をさせていただきながら進めてまいりたいと思います。議案の8ページを、ご覧いただきたいと思います。議案の8ページに、教育長に委任する事務等に関する規則というのが参考でございます。その第2条をご覧いただきたいと思います。第2条につきましては、教育委員会の権限のうち、教育長に委任するものは何かというふうな内容を定めた規則でございます。この条文の(1)から(16)まででございます。これは1号、16号というような呼び方をいたしますが、第16号をご覧いただきたいと思っております。一番下の部分でございます。第16号には、第1号から第15号に係る請願及び陳情に関する事、これは教育委員会で直接処理をする。それ以外の請願・陳情の処理は教育長に委任をしますという規則の条文でございます。したがって、この1号から15号に列挙されています事項にかかわる請願・陳情については教育委員会が直接審議をして、その取り扱いを決めるということで、出てまいりましたら教育委員会の会議にかけてご審議をいただくという内容でございます。

ただし、この1号から15号にかかわるものにつきましても例外がございまして、裏の9ページをご覧いただきたいと思っております。第4条という規定が中断あたりにございます。これは前のページで教育委員会が直接処理をすると決めたものの中でもさらにその一部を絞り込んで二重になりますが、一部教育長に専決をさせると。教育長が処理をできるというものを定めたものでございます。第4条の第8号をご覧いただきますと、本条の第1号から第7号に係る請願陳情に関する事、これについては教育長に専決させますよということでございます。

ちょっと複雑でございますので、1項目用いて説明を申し上げたいと思っております。8ページ、2条の第6号をご覧いただきたいと思っております。第6号には、教育財産の取得の申し出に関する事については、教育委員会の権限ですよということで、教育長には委任しないとなっておりますが、裏面の第4条の第2号を見ていただきますと、1件1億円未満の教育財産の取得に関する事は教育長に専決をさせますというようなことで、一部分ですね、教育長に移管をするというような形で専決をすることができるという規定を置いてございます。

したがって、実際上の請願と陳情書の処理ということになりますと、直接教育委員会の会議に諮りご審議をいただくものは、8ページの第2条の1から15までのものから、この裏面のですね、第4条の1から7までのものを除いたもの、これは教育委員会の会議に直接かけてご審議をいただくというものでございます。それ以外につきましては、現行で教育長が処理をできるということになってございますので、毎回私のほうで受理報告をいたしますときに振り分けをいたしますが、それはこの規定に基づいて振り分けをさせていただいているのが現状でございます。

7ページをご覧いただきたいと思っております。この本案の規則改正の内容でござい

ますが、7ページの上のほうの四角の右側の欄、アンダーラインがかかった部分をご覧くださいと思います。この部分を追加しようということでございまして、具体的には、教育委員会が指定した請願及び陳情に関することを教育長の専決に加えていくという内容でございまして、一部教育長の専決を広げていくという主旨の規則改正でございます。

で、実際どのような請願・陳情を新たに教育長の専決にするかということにつきましては、例えば繰り返し同様の主旨の請願・陳情が提出をされて、毎回同様の対応を行っています。

今田委員長

静粛に願います。

高橋総務課長

そういう請願・陳情を会議の効率化という部分も、効率的な進行を確保するためという部分も含めて、今後想定をしていくというものでございます。

具体的には、教育委員会が指定したということがございますので、この条文を実際に適用していく場合には、具体的に教育委員会の会議でどういうものについてこれを適用するか、指定をするというご決定をいただいた上で適用していくということでございます。今回は規則改正ということでございますので、こういう仕組みを整えるというものでございます。

3ページ、ご覧くださいと思います。3ページが今日のご提案を申し上げている規則改正の具体的な改正規則の内容でございます。1条から3条まで規定がございしますが、今ご説明を申し上げてまいりました内容が第3条の部分でございします。教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正ということで、9号をつけ加えるという内容でございます。

上の1条、2条の部分でございますが、1条につきましては教育委員会会議規則の一部改正、2条につきましては教育委員会請願書陳情書等取扱規則の改正でございます。

新旧比較でございますのでご覧くださいと思いますが、4ページ、まず会議規則の改正でございます。第38条の一部改正ということで、右側にアンダーラインをかけた部分がございしますが、こちらが何かと言いますと、教育委員長がこの教育委員会が直接処理すべき請願陳情が出た場合には、教育委員会の会議に付さなければいけないという条文でございますので、ここから今申し上げた一部教育長に専決で移す部分についてを除いていくと、削っていくという主旨でございます。

それから、次の5ページでございますが、こちらも請願書陳情書等取扱規則に同様の教育委員会に提出しなければいけないという部分が規定されてございますので、同じように今回新たに除いた部分を除くというような規則改正をしようとするものでございます。

恐縮でございますが、もう一度3ページをご覧くださいと思います。こちらの規則改正でございますが、附則のところをご覧くださいますと、改正内容につきましては、4月1日から施行したいという内容の改正でございます。ご説明以上でございます。

今田委員長

はい。所管課から説明が終了しましたが、これについてご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員

他都市の状況を教えていただければと思います。

高橋総務課長 はい。他都市の状況でございますが、他都市の教育委員会の扱い、いろいろございまして、教育委員会で扱うのは請願のみというところなどございまして、今回の同様の主旨の教育長専決の制度は川崎市のほうで同じような主旨の制度を設けているところでございます。

小濱委員 大変丁寧にご説明していただいて、わかりましたが、7ページの(9)ですね、追加事項として教育委員会で指定した請願及び陳情というふうに文言がなっておりますが、この教育委員会というのは、この教育委員会の定例会とか臨時会の場だという、公式的にということですね。

高橋総務課長 はい。この教育委員会定例会・臨時会の場に議題として提出をいたしまして決定をいただくという内容でございます。

野木委員 私もいつも同じような内容で、そして同じ回答を出すのはあまりよくないのではないかと思ったので、この主旨は非常に賛成でございます。ただ、どれぐらいの請願があったのか、どういう内容があったのか、それはどこかで見る手段ございますか。そしてどのような回答をしたかという。

高橋総務課長 点検・評価報告書等で毎年ご報告をしておりますので、そちらでもごらんをいただけますし、また、適宜ご質問いただければお答えをさせていただくようにします。

今田委員長 それではよろしゅうございますか。少し複雑な感でしたけれども、丁寧に説明していただいて、ご理解をいただいたと思います。
傍聴人はご静粛に願います。
それでは、教委第72号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認いたします。
以上で公開案件の審議が終了しました。その他委員の皆さんから何かございますか。
特にご発言がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長 よろしいですか。それでは本日の教育委員会定例会は閉会させていただきます。ご苦労さまでした。

[閉会時刻：午後0時15分]

